

みんなを防ごう！ 消費者トラブル

あなたの見守りが
高齢者を
守ります！！

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者ご本人が意識を高めていただくとともに、ご家族や周りの方々が悪質商法の手口を知り、日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

「おかしいな」と思ったら、消費生活相談窓口へつないでいただき、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう！

高齢者の消費者トラブルの特徴

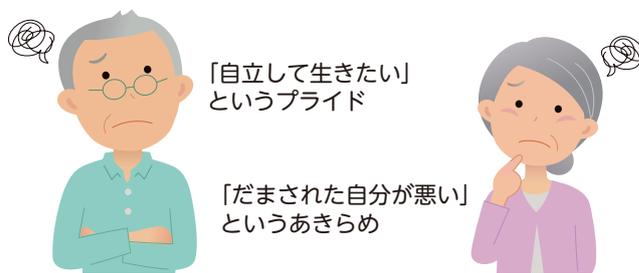
だまされたことに気づきにくい



悪質業者の販売員は高齢者の信頼を得ようと言葉巧みに近づいてきます。

消費者トラブルに遭っていることに、ご本人が気づいていないこともあります。

被害に遭っても誰にも相談しない



被害に遭っても、家族に迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いなどとあきらめて、誰にも相談しないことがあります。

特に気をつけて欲しい消費者トラブル事例

詐欺的な定期購入商法

通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている商法



点検商法

業者が「点検します」と来訪し、「このままだと危ない」などと不安をあおって、高額な修理等の契約をさせる商法



身分詐称

裁判所などの公的機関や警察官、通信事業者、電力事業者などの身分を騙り、消費者を信用させて金融資産をだまし取ったり、勧誘を行う手口



無料商法

「無料サービス」などと、無料であることを強調して申し込ませ、高額な代金を請求する商法



困った時にはまず相談！消費者ホットライン188(いやや)へお電話を！
(最寄りの消費生活センターにつながります)

みんなで
見守り!

高齢者への声掛けのポイント

さりげなく
寄り添った
声掛けを

「お節介に思われるかもしれない」と躊躇することもあるかもしれませんが、世間話をしながら何気なく尋ねてみるなど、場面に応じた自然な会話の流れを工夫してみましょう。



相談された際に、問い詰めたり、頭から否定するような口調で話すことで、本人が心を閉ざしてしまうことにもつながります。受け入れる気持ちを持ってゆっくりと状況を聞きましょう。



本人の意識に関すること

- おだてにのるから…
- 欲をかくから…
- 見栄を張るから…
- だまされているんじゃない?

契約に関すること

- 何で契約しちゃったの!
- お金を払ってしまったの?
- 契約書をきちんと読まなかったの?
- 息子(娘)さんに相談してから決めなくちゃ!

高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか



本人の様子について

- 定期的にお金を支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金の困っている様子はないか

このような変化は**消費者トラブルに巻き込まれているサイン**かもしれません。
高齢者のSOSを見逃さないようにしましょう。

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

※相談受付 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館) 土日も相談できます

メールでも相談を受け付けています。
詳しくは、右の二次元コードより



県消費生活センターHP
「消費生活メール相談」

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)
※嶺南消費生活センターは、日曜日は電話相談のみの対応となります。

☎ 0770-52-7830